令和２年５月２０日更新

**昭和町の介護保険における住宅改修についてケアマネージャー様へ**

**手続きの流れ※下線部がケアマネの役割**

**1.　利用者からケアマネジャーに、住宅改修の相談がされる。**

**2.　担当者を交え、住宅改修の必要性について検討する。**

　3.　住宅改修業者から利用者が取り寄せた見積もりの中で、希望する事業者からの見積もり等必要書類を添えて事前に申請書等が提出される。「住宅改修費支給申請」

　　　…住宅改修費の給付対象になるのか、必要書類を整え保険者に確認を求める。（住宅改修事業所が行ってくれる場合が多い）

 ※準備される必要書類として

　　　○『支給事前申請書』町ＨＰよりダウンロードできます。

　　　○『工事予定の図面及び工事前の写真』

　　　○『工事の見積書（内容については細かく記載）』

　**○『住宅改修の理由書』　←ケアマネジャー等が作成**

　○『住宅所有者の工事承諾書』

　4.　利用者宅に住宅改修の確認書が発送されてくる。

　5.　住宅改修事業者が確認書を確認し、工事が着工となる。

　6.　工事の終了

　7.　住宅改修費支給の申請及び工事完了報告

※必要書類

○『工事完了報告書兼支給申請書』町ＨＰよりダウンロードできます。

　○『領収書原本』

　○『工事前・後の状態を確認できるカラー写真（日付入り）』

　　　　　保険者が確認後に住宅改修費が支給される。

　　　　　（住宅改修事業所が行ってくれる場合が多い）

**ケアマネージャー様へのお願いと注意事項**

１　**住宅改修の相談を受けられた際は、その説明の中で、複数の業者からの見積もりを取るよう説明してください。※利用者が業者を選定しますが、決めかねている場合に相談に乗ることは構いません。また、昭和町に複数の見積もりを提出する必要はありません。**

（介護保険最新情報Vol.６６４平成３０年７月１３日）

２　理由書の作成をお願いいたします。仮にケアマネを経由せず利用者と業者が直接話を進めている場合でも、積極的に関わっていただくようお願いいたします。

３　介護支援専門員等が理由書を作成する業務は居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできません。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすることはできません。

（介護保険最新情報Vol.６６４平成３０年７月１３日）